

令和6年度使用藤沢市立中学校用教科用図書の採択について

令和6年度使用藤沢市教科用図書の採択方針に基づき、本日審議した結果を踏まえ教科用図書を採択する。

2023年（令和5年）7月28日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

令和6年度使用藤沢市立中学校用教科用図書

別紙のとおり

#### 提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条第1項の規定により、中学校用教科用図書については、令和2年度採択と同一のものを採択する。

#### 参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 抜粋

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 抜粋

(同一教科用図書を採択する期間)

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

学校教育法 抜粋

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。

令和6年度使用藤沢市立中学校用教科用図書

教科	種目	発行者の 番号・略称	教科書の記号 ・番号	書名
国語	国語	38 光村	国語 704・804・904	国語
	書写	38 光村	書写 704	中学書写
社会	社会 (地理的分野)	46 帝国	地理 703	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
	社会 (歴史的分野)	2 東書	歴史 705	新しい社会 歴史
	社会 (公民的分野)	2 東書	公民 901	新しい社会 公民
	地図	46 帝国	地図 702	中学校社会科地図
数学	数学	2 東書	数学 701・801・901	新しい数学
理科	理科	4 大日本	理科 702・802・902	理科の世界
音楽	音楽 (一般)	27 教芸	音楽 702・803・804	中学生の音楽
	音楽 (器楽合奏)	27 教芸	器楽 752	中学生の器楽
美術	美術	116 日文	美術 703・803・804	美術
保健体育	保健体育	50 大修館	保体 703	最新 中学校保健体育
技術・家庭	技術・家庭 (技術分野)	2 東書	技術 701	新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology
	技術・家庭 (家庭分野)	2 東書	家庭 701	新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して
外国語	英語	15 三省堂	英語 703・803・903	NEW CROWN English Series
特別の教科 道徳	道徳	38 光村	道徳 703・803・903	中学道徳 きみが いちばん ひかるとき